

## 懲戒処分の指針について

## 標準例一覧

事 由		免職	停職	減給	戒告
1 一般 服 務 関 係	(1) 欠勤				
	ア 10日以内			●	●
	イ 11日以上20日以内		●	●	
	ウ 21日以上	●	●		
	(2) 遅刻・早退				●
	(3) 休暇の虚偽申請			●	●
	(4) 勤務態度不良			●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為				
	ア 暴行		●	●	
	イ 暴言			●	●
	(6) 虚偽報告			●	●
	(7) 違法な職員団体活動				
	ア 単純参加			●	●
	イ あおり・そそのかし	●	●		
	(8) 秘密漏えい				
	ア 故意の秘密漏えい	●	●		
	自己の不正な利益を図る目的	●			
	イ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい		●	●	●
	(9) 政治的目的を有する文書の配布				●
(10) 兼業の承認等を得る手続のけ怠			●	●	
(11) 入札談合等に関与する行為	●	●			
(12) 個人の秘密情報の目的外収集			●	●	
(13) セクシュアル・ハラスメント					
ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為	●	●			
イ 意に反することを認識の上での性的な言動の繰り返し		●	●		
執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患	●	●			
ウ 意に反することを認識の上での性的な言動			●	●	
2 公 金 官 物 取 扱 い	(1) 横領	●			
	(2) 窃取	●			
	(3) 詐取	●			
	(4) 紛失				●
	(5) 盗難				●
	(6) 官物損壊			●	●
	(7) 失火				●
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給			●	●
	(9) 公金官物処理不適正			●	●
	(10) コンピュータの不適正使用			●	●

事由		免職	停職	減給	戒告	
3 公務外 非行 関係	(1) 放火	●				
	(2) 殺人	●				
	(3) 傷害		●	●		
	(4) 暴行・けんか			●	●	
	(5) 器物損壊			●	●	
	(6) 横領					
	ア 横領	●	●			
	イ 遺失物等横領			●	●	
	(7) 窃盗・強盗					
	ア 窃盗	●	●			
	イ 強盗	●				
	(8) 詐欺・恐喝	●	●			
	(9) 賭博					
	ア 賭博			●	●	
イ 常習賭博		●				
(10) 麻薬等の所持等	●					
(11) 酩酊による粗野な言動等			●	●		
(12) 淫行	●	●				
(13) 痴漢行為		●	●			
(14) 盗撮行為		●	●			
4 飲酒 運転 ・ 交通 事故 ・ 交通 法規 違反	(1) 飲酒運転					
	ア 酒酔い	●	●			
	人身事故あり	●				
	イ 酒気帯び	●	●	●		
	人身事故あり	●	●			
	措置義務違反あり	●				
	ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等	●	●	●	●	
	※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定					
	(2) 飲酒運転以外での人身事故					
	ア 死亡又は重篤な傷害	●	●	●		
措置義務違反あり	●	●				
イ 傷害			●	●		
措置義務違反あり		●	●			
(3) 飲酒運転以外の交通法規違反						
著しい速度超過等悪質な交通法規違反		●	●	●		
物損・措置義務違反あり		●	●			
5 責任 監督	(1) 指導監督不適正			●	●	
	(2) 非行の隠ぺい、黙認		●	●		

(注) 地方公務員倫理法等に違反する行為に関する懲戒処分については、ここに掲げたものと異なる取扱いがなされる部分があります。

【参考】懲戒処分の主な随伴効果について

	免 職	停 職	減 給	戒 告
期末・勤勉手当	・支給日の前日までの間に免職処分された場合、期末・勤勉手当が不支給	・基準日に停職中の場合、期末・勤勉手当が不支給 ・基準日に停職期間が終了している場合、停職期間を期末・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり除算 ・勤勉手当の成績率が標準より低い割合で決定	・勤勉手当の成績率が標準より低い割合で決定	・勤勉手当の成績率が標準より低い割合で決定
退職手当	・退職手当は不支給 ※ただし、非違の性質などを考慮して一部を支給可能	・停職期間の月数の2分の1に相当する月数を算定の基礎となる在職期間から除算		
昇任		・本部の課長級相当以上について処分後2年間（その他は1年間）は昇任不可	・本部課長級相当以上について処分後1年6月間(その他は1年間)は昇任不可	・処分後1年間は昇任不可
昇格		・処分後1年間は昇格不可	・処分後1年間は昇格不可	・処分後1年間は昇格不可
昇給		・昇給区分が最下位	・昇給区分(全5区分)が下位2区分のいずれか	・昇給区分(全5区分)が下位2区分のいずれか